令和3年2月17日 規制改革推進会議 雇用・人づくりWG

大学の設置、運営等にかかる制度 に関する状況について

令和3年2月17日 文部科学省



ご説明内容

1.2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

2 . 大学の質保証システムの現状

3. 中央教育審議会、教育再生実行会議の審議状況

1.2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)

平成30年11月26日中央教育審議会

. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 ... 学修者本位の教育への転換 ...

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代 を生きる人材像

普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく

□ 時代の変化に合わせて<u>積極的に社会を支え、論理的思考力</u>を持って 社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)

□ 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

. 教育の質の保証と情報公表 ...「学び」の質保証の再構築 ...

- 全学的な教学マネジメントの確立
- → 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- | 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
 - · 教育成果や大学教育の質に関する情報の把握·公表の義務付け 全国的な学生調査や大学調査により整理·比較·一覧化
- □ 設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

□ 認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)



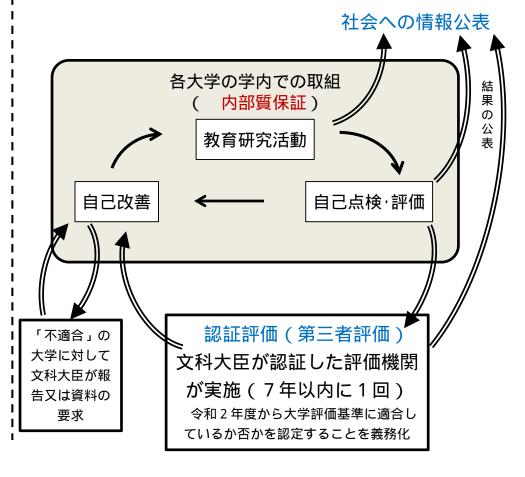
2.大学の質保証システムの現状

我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】 (大学の設置申請から完成年度までの質保証)

場 4 合年 は制 4 大 文科 大学等 年学 設置 完成年度 間の 大臣 申 新 認 設 可 設置認可審查 設置計画履行 状況等調查 大学設置・学校法人審議会に 認可後のフォロー よるピア・レビュー 設置計画の履行を チェック

新たに学部等を設置するにあたり、当該大学が既に授与している 学位の種類及び分野と同じ場合は、届出による設置が可能(文部科 学大臣の認可を要しない) 【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



大学設置基準

大学設置基準の概要

学校教育法(昭和22年法律第26号)

- 第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、** 編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。
- 第八条 校長及び<u>教員</u>(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の適用を受ける者を除く。)<u>の資格に関する事項</u>は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。
- 第九十四条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合及び第四条第五項に規定する 基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければなら ない。

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

(趣旨)

- 第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、<u>大学を設置するのに必要な最低の基準</u>とする。
- 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、 その水準の向上を図ることに努めなければならない。

大学設置基準の概要

総則

趣旨 教育研究上の目的 入学者選抜

教育研究上の基本組織

学部・学科・課程学部以外の基本組織

教員組織

教員組織 授業科目の担当 専任教員

教員の資格

学長、教授等の資格

収容定員

収容定員

教育課程

教育課程の編成方針・方法 単位 授業期間 授業の方法 成績評価基準等の明示 組織的な研修 昼夜開講制

卒業の要件等

単位の授与 履修科目の登録の上限 他の大学の授業科目の履修、 大学以外の教育施設等にお ける学修、入学前の既修得 単位の認定

長期履修・科目等履修生 卒業の要件

校地、校舎等の施設及び設備等

校地・運動場・校舎等 施設

校地・校舎面積基準 図書等の資料及び図書 ^館

附属施設 機械・器具等

事務組織等

事務組織 厚生補導の組織

共同教育課程に関する特例 国際連携学科に関する特例 雑則

外国に設ける組織段階的整備

設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

【設置に認可が必要な組織】

大学、大学の学部、大学の学部の学科

大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻

短期大学、短期大学の学科

大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与 する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

【設置認可の流れ】

設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)

文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問

審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)

審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

設置認可制度の概要

【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が 定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。

学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。

既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。

医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。

虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

全体の設置計画についての審査

〔設置の趣旨・目的〕

・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及 び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

〔教育課程〕

・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

〔 教員組織〕

・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が 置かれていること。

〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものである こと。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

教員審杳

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

大学の設置等に係る認可申請及び届出の電子化について

1設置認可申請及び届出手続の電子化

これまで、大学の設置等の認可の申請及び届出については、申請者等に対して 紙媒体により必要書類の提出を求めていたが、「規制改革実施計画」(令和2年 7月17日閣議決定)を踏まえ、<u>認可申請手続・届出手続のいずれについても、令</u> <u>和3年以降、必要書類を電子媒体により提出することを可能</u>とした。 (既に「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」を改訂し、文部科学省ホームページに公表し、学校法人等に周知ズミ)

2 設置認可申請及び届出に係るオンライン相談

設置認可申請及び届出に係る申請者等からの事務的な相談について、昨年の新型コロナウイルスの感染拡大以降、従来の対面による相談から、<u>オンラインによる相談に切り替え、申請者等の来省に係る負担軽減及び利便性の向上を図っている</u>。

3. 中央教育審議会、教育再生実行会議の審議状況

第10期中央教育審議会大学分科会質保証システム部会について(令和2年7月~)

【検討の背景】

- 18歳人口の減少、産業構造の変化など、我が国の社会・経済環境が大き〈変化してい〈中で、大学教育に対する期待は高まっており、**大学が特色を発** 揮し、その変化に対応して大学教育を向上していくことが必要である。
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30年11月26日中央教育審議会)では、高等教育の学修者本位の教育への転換の 必要性が指摘されるとともに、その教育の質保証の在り方を見直す必要があるとされている。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学 教育は抜本的な変化が求められ、新たな在り方に向けた大きな転換期を迎えている。
- 本部会では、大学の将来像を見据え、平成15年度以降、国の事前規制から大学セクターによる事後チェックへと大きく転換した**現行の質保証の仕組み** の検証を行うとともに、時代に即した質保証の在り方や大学設置基準の抜本的な見直しなどについて審議を行う。

検討の

- Ø Society5.0やニューノーマルなど将来を見据えた大学像
- Ø グローバルな社会における我が国の大学の国際通用性
- Ø 大学に対する社会の信頼を確保するための最低限の質保証 視点
 - Ø 実効的かつ効率的な質保証の仕組みの在り方



論点



- ü 質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」に ついて
- ü 大学設置基準・設置認可審査の在り方について
- ü 認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について
- ü 情報公開の在り方について
- ü 大学等の質保証に資する定員管理の在り方について
- ü 質保証を支える人材の育成について
- ü オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の在り 方について
- ü その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点について

質保証システム部会委員一覧

(令和2年10月1日時点)

吉岡 知哉 独立行政法人日本学生支援機構理事長

日比谷潤子 学校法人聖心女子学院常務理事、前国際基督教大学長

永田 恭介 筑波大学長

尚紀 奈良県立大学長

京都大学高等教育研究開発推進センター長・教授

青山学院大学教育人間科学部教授

瀧澤美奈子 科学ジャーナリスト

関西外国語大学短期大学部副学長

土屋恵一郎 元明治大学学長、千葉工業大学特任教授

一般社団法人日本経済団体連合会常務理事·SDG s 本部長

早稲田大学教育・総合科学学術院教授

古沢由紀子 読売新聞東京本社編集委員

宮内 孝久 神田外語大学長

大森 昭生 共愛学園前橋国際大学長

リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長 小林

隆之 政策研究大学院大学教授 千葉大学国際教養学部教授 前田 早苗

東京大学大学院情報学環教授 ◎:部会長、○:副部会長

(これまでの状況)

・関係団体等からのヒアリングを実施するとともに、質保証システムの全体像の中で、質を保証するための基準や観点、仕組み等について審議。

大学分科会質保証システム部会における今後の議論における論点(案) 第4回(2020年9月28日) 資料5

質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について

国が制度として保証すべき「質」の範囲は。

現行の質保証システム全体を見渡した上で、高等教育の質保証として、着目しなければならない観点は。

学修成果による質保証を実現するためにどのような方策が考えられるか。

社会との対話を通じて大学の自主性・自律性に基づく自己改善を 促すための質保証システムの在り方をどう考えるか。

実効的かつ効率的な質保証システムを構築するための、事前チェックと事後チェックのバランスや考えられる仕組みはどのようなものか。

大学設置基準・設置認可審査の在り方について

時代に即した設置基準とするために見直すべき観点は。例えば、施設・校地校舎の在り方や、科目当たり単位数や履修科目数など教育課程の在り方、専任教員の在り方等についてどのように考えるか。その際、設置審査や認証評価、自己評価・内部質保証、情報公表等の質保証システム全体との整合性をどのように考えるか。

質保証システム全体を見渡した上での、設置認可審査の役割と 見るべき観点はどのようなものか。

認証評価制度の見直しと大学における内部質保証について

「有効に機能している内部質保証」についてどう考えるか。またそれを認証評価において確認するためには、どのような工夫が必要か。

内部質保証において学修成果を保証するために考えられる仕組みは、また認証評価においてどのように確認することが可能か。

評価結果の内容に応じた受審の弾力化・効率化を含むインセンティブについてどのように考えるか。

認証評価において「不適合」となった場合の事後措置について、どのようなことが考えられるか。

一般社会からも分かりやすい認証評価とするためにどのような工夫が考えられるか。

認証評価機関の質保証をどのように考えるか。

情報公開の在り方について

大学ポートレートの現状や役割についてどのように考えるか。 公表するべき情報の項目や、一覧化についてどのように考えるか。

大学等の質保証に資する定員管理の在り方について

設置基準や同基準に基づく設置認可審査、認証評価における定員管理のほか、国立大学運営費交付金や私立大学等経常費補助金、設置認可に係る定員管理に関し、今日的な役割・目的についてどのように考えるか。

定員管理について、入学定員から収容定員へ、学部単位から大学単位へ、単年度単位から複数年度単位へ見直すことについてどのように考えるか。その際、学部等専門分野別の教員数確保や学生の学修環境確保の観点についてどのように考えるか。

質保証を支える人材の育成について

大学の質保証を担う職員の育成や位置づけについてどのようなことが考えらえるか。

オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴う質保証の 在り方について

オンライン教育や授業内容・授業方法の進展に伴って見直すべき 設置基準上や認証評価上の観点は。

その他、質保証システムの見直しに資する重要な論点

学位の分野の名称についてどのように考えるか。

教育再生実行会議

.概要

- 1.21世紀の日本にふさわい教育体制を構築し、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進するため、平成25年1月に内閣総理大臣の下に設置(閣議決定)。
- 2 . 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣(兼)教育再生担当大臣と有識者(現在22名)により構成。
- 3 . 令和元年5月までに11次にわたる提言をとりまとめ。令和2年7月から、新たに「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」をテーマとして検討を開始。現在、2つのワーキング・グループ(初等中等教育・高等教育)とデジタル化タスクフォースを開催し、議論。

.検討テーマ 「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」

どのような状況においても<u>子供たちの学びを確実に保障し得る環境の整備・構築</u>や、ポストコロナ期の<u>ニューノーマルにおける新たな学びの在り方</u>等 について検討。

【具体的な検討事項】

- ■初等中等教育段階:ICTの本格的導入を含めニューノーマルにおける新たな学びの在り方、感染症対策やICTの本格的導入のための 指導体制や環境整備の在り方等
- ■高等教育段階:対面とオンラインとのハイブリッド化などニューノーマルにおける大学の姿、グローバルな目線での新たな高等教育の戦略、それらを実現するために必要な方策等

そのほか、秋季入学、学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるためのニューノーマルにおける働き方など、教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項

.検討体制

【構成員】

教育再生実行会議

·政府:総理、官房長官、教育再生担当大臣 ·有識者:22名(うち2名は令和2年7月より参画)

初等中等教育 ワーキング・グループ

【構成員】

·本体会議有識者:主查1名、副主查2名

·WG委員:10名

高等教育 ワーキング・グループ

【構成員】

- ·本体会議有識者:主查1名、副主查2名
- ·WG委員:9名

デジタル化タスクフォース

【構成員】

- ·初等中等教育WG委員:3名
- ·高等WG委員:2名

検討状況を報告

必要に応じて合同ワーキング・グループを開催

教育再生実行会議

教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ 主な論点

【具体的な検討課題】

国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、 柔軟かつ強靭な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

- 1 . ニューノーマルにおける大学の姿とはどのようなものであるべきか
 - 時間・場所にとらわれず、社会人のリカレント教育も含め、多様な学修者が学び合い、高め合うことのできる 知的創造空間の提供
 - 対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化 学内における教育資源の重点化を通じた多様な学びを後押しする体系的できめ細かな教育の提供
- 2. グローバルな目線での新たな高等教育の戦略はどうあるべきか ニューノーマルに対応する国際学生交流の展開手法 留学生30万人計画の振り返りと今後の留学生政策 日本の優位性を引き出し、国際競争力の向上に資する教育研究の在り方
- 3. それらを実現するために必要な方策とは何か
 - 対面とオンラインとのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築 や環境の整備、質保証の在り方(大学設置基準の弾力化など)
 - 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化(通年入学・卒業・採用など)
 - ニューノーマルにおけるグローバルな目線での新たな高等教育の戦略を踏まえた支援方策
 - (国際JD制度の柔軟化など)

参考資料

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日中央教育審議会

. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 ... 学修者本位の教育への転換 ...

必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

予測不可能な時代を生きる人材像

普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って 社会を改善していく資質を有する人材

学修者本位の教育への転換

「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化 (個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)

学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性

高等教育と社会の関係

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを享受できる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生

「知識の共通基盤」 教育

→ 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元

研究力の強化

多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与

産業界との協力·連携

雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング

地域への貢献

「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献

. 教育研究体制 ... 多様性と柔軟性の確保 ...

多様な学生

18歳で入学する日本人を主な対象 として想定する従来のモデルから 脱却し、社会人や留学生を積極的 に受け入れる体質転換

リカレント教育、留学生交流の推進、 高等教育の国際展開

多様な教員

実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討

教員が不断に多様な教育研究活動 を行うための仕組みや環境整備 (研修、業績評価等)

多様で柔軟な教育プログラム

文理横断・学修の幅を広げる教育、 時代の変化に応じた迅速かつ柔軟 なプログラム編成

学位プログラムを中心とした大学制度、 複数の大学等の人的・物的資源の共有、 ICTを活用した教育の促進

多様性を受け止める柔軟な ガパナンス等

□ 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討

「人材養成の観点から台機関の 「強み」や「特色」をより明確化し、 更に伸長

国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む 早期の経営判断を促す指導、国公私立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした 連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

. 教育の質の保証と情報公表 ... 「学び」の質保証の再構築 ...

- 全学的な教学マネジメントの確立
- → 各大学の教学面での改善·改革に資する取組に係る 指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
 - ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、 学修に対する意欲等の情報
 - ・教育成果や大学教育の質に関する情報 の把握・公表の義務付/;

全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

設置基準の見直し

(定員管理、教育手法、施設設備等について、 時代の変化や情報技術、教育研究の進展等 を踏まえた抜本的な見直し)

認証評価制度の充実

(法令違反等に対する厳格な対応)

の把握・公表の義務付け 教育の質保証システムの確立

. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の 規模や地域配置 ... あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」...

高等教育機関への進学者数と それを踏まえた規模

| 将来の社会変化を見据えて、社会人、 留学生を含めた「多様な価値観が集まる キャンパス」の実現

学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)
 - → 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数:63万人(2017)
 →51万人(現在の80%の規模)

地域における高等教育

複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・ 交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

国公私の役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、 地域における高等教育の在り方を再構築し 高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に 関する一定の方向性を検討

<mark>, 各高等教育機関の役割等 ... 多様な機関による多様な教育の提供 ...</mark>

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院) における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

. 高等教育を支える投資 ... コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 ...

- 国力の源である高等教育には、引き続き、<u>公的支援の充実</u>が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を享受することを踏まえた 民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)
- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

公的支援も含めた社会の負担への理解 ▶ を促進

必要な投資を得られる機運の醸成

17

我が国の公的な質保証システムの主な沿革

事前規制型の質保証システム(~平成15年)

○我が国の公的な質保証システムは、従来、<u>設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型</u>であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

【大学教育の改善について(答申)(平成3年2月8日 大学審議会)】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- ○このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう<u>大学設置基準を大綱化</u>するとともに、自らの責任において教育研究 の不断の改善を図ることを促すための**自己点検・評価のシステムを導入**する必要。

【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、 個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようにする必要がある。
- <u>大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず</u>、各大学が学則等において自 主的に定め得るようにすることが望ましい。
- 大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

【大学の自己点検・評価の努力義務化】 ----→ 自己点検・評価の公表を義務化(平成11年~)

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、<u>不断の自己</u> <u>点検を行い、改善への努力を行っていく</u>ことが必要。
- 大学の評価については、<u>各大学自身による自己点検・評価が基本</u>。

【21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)(平成10年10月26日 大学審議会)】

○大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関として の大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画(例えば、将来計画など)、大学への入学や学習 機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報(成績評価方針・基準等)、卒業生の進路状況に関する情報、 大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとすることとし、それを制度上位置付けることが必要。

大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定(平成11年~)

我が国の公的な質保証システムの主な沿革

事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム(平成15年~)

【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(答申)(平成14年8月5日 中央教育審議会)】 -------

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつ○ ひ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

設置認可の在り方の見直し (見直し) (平成15年~) 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化(平成25年2月4日)】 【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会(報告)(平成25年2月4日)】

第三者評価制度の導入 (平成16年~) ------

上記の他にも継続的に見直し・改善を実施

各大学の自律的な改革サイクルとしての<u>内部質保証機能を重視し、教育研</u> 究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換(平成30年~)

法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入 (平成15年~)

【認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)(平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会)】

情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ(同上)i

【我が国の高等教育の将来像(答申)(平成17年1月28日 中央教育審議会)】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも 言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

教育研究活動の状況の公表に関する ----→ 義務について法律レベルで規定(平成19年~)

^(見直し) 公表すべき教育情報を<u>具体的に</u>規定(平成23年~)

19

平成15年の質保証に関する制度改正(平成13年~16年)

規制改革の動き

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月)

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化(審査基準をあらかじめ法令上明確化)と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

中央教育審議会の答申 (大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について(平成14年8月))

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し(届出制の導入)
- ・抑制方針の撤廃
 - (医師、歯科医師等の養成分野は除く)
- ・審査基準の見直し
 - (審査基準をあらかじめ法令上明確化)

第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

法令違反状態の大学に対する是 正措置

・段階的な是正措置の導入 (閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正 措置を導入)



設置認可の見直し

(平成15年度審査(平成16年度開設)より適用)

届出制度の導入 (学校教育法の改正) 抑制方針の撤廃 (審議会内規の廃止) 設置審査の準則化 (省令(大学設置基準等) 及び告示の改正・制定)



認証評価制度の導入

(平成16年度より適用) (学校教育法の改正)



<u>法令違反状態の大学に対する段</u> <u>階的是正措置の導入</u>

(平成15年度より適用) (学校教育法の改正)

大学の役割に関する法令上の規定

教育基本法(平成十八年法律第百二十号)(抄)

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して 新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するも のとする。
- 2 大学については、**自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重**されなければならない。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

- 第八十三条 大学は、**学術の中心として、広く知識を授ける**とともに、**深く専門の学芸を教授研究** し、**知的、道徳的及び応用的能力を展開**させることを目的とする。
- 2 大学は、**その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供**することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学設置基準について(教育研究上の基本組織)

(学部)

第三条 大学は、学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内 容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。

(学科)

- 第四条 学部には、専攻により学科を設ける。
- 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(学部以外の基本組織)

- 第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。
 - ー 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の 基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれ らの基準(第四十五条第一項に規定する共同学科(第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」とい う。)及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。)に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(参考)学校教育法

第八十五条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

大学設置基準について(教員組織)

(教員組織)

- 第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、<u>教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置く</u>ものとする。
- 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に 係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

- 第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の 教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第 十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。)に担当させるものとする。
- 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員)

第十条の二 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する 教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教 員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。

(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

- 第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。
- 2 <u>専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事</u>するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、<u>教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に</u> <u>支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教</u> 員とすることができる。

大学設置基準について(教員組織 、収容定員)

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、<u>別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数</u>(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と<u>別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上</u>とする。

別表第一 イ 抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場	合の専任教員数	二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数				
子可が住法	収容定員 専任教員数		収容定員	専任教員数			
文学関係	三二〇一六〇〇	-0	_00-200	六			
教育学・保育学関係	三二〇一六〇〇	-0	_00-200	六			
法学関係	<u>200-/00</u>	一四	四00-六00	-0			
経済学関係	<u>200-100</u>	一四	四00-六00	-0			
社会学・社会福祉学関係	四〇〇一八〇〇	一四	四00-六00	-0			
理学関係	_00000	一四	- ☆0-==0	八			

別表第二

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	t	_=

(収容定員)

- 第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。
- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものと する。

定員の取扱い

大学設置基準において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。 大幅な定員の超過や不足に対しては、学部・学科等の設置や基盤的経費の配分等においてペナルティがある。

p 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、学部単位(学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位)の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合は、認可しないことを規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分		大		短期大学	高等専門	
大学規模 (収容定員)		4000人以上		4000人 未満		学校
学部規模 (入学定員)	300人 以上	100人以 上300人 未満	100人 未満			
	1.05 未満	1.10 未満	1.15 未満	1.15 未満	1.15 未満	1.15 未満

p 私立大学について、

入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額 不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員	収容定員	収容定員
	8,000人以上	4,000~8,000人	4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合(収容定員 充足率)に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	11% 20% 30% 40% 50%
収容定員充足率	89% 80% 70% 60% ~51%

医歯学部については別途設定

収容定員充足率50%以下は不交付

p 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額(学部(昼間)であれば1人当たり53.6万円)を中期目標期間終了時に国庫返納する。

入学定員(1年次)に対する入学者数の定員超過 (学部毎に算定)

国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部(学部入 学定員300人超)	中規模学部(学部入 学定員100人超300人 以下)	小規模学部(学部入 学定員100人以下)
105%以上	110%以上	115%以上

収容定員(2年次以降)に対する在席者数の定員超過 (学部毎に算定)

上記の入学定員(1年次)に対する定員超過における控除対象の 留学生に加え、休学者や2年以内の留年者(2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者)について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導(面談、補修等)を行うことが条件。

大・中規模学部(学部	小規模学部(学部入学
入学定員100人超)	定員100人以下)
110%以上	120%以上

大学設置基準について(教育課程

(教育課程の編成方針)

- 第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら 開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 教育課程の編成に当たつては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教 養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 (教育課程の編成方法)
- 第二十条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成す るものとする。

(単位)

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学におい て定めるものとする。

- 2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位 の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内 容をもつて構成することを標準とし、授業の方 法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間 外に必要な学修等を考慮して、次の基準により 単位数を計算するものとする。
 - 講義及び演習については、十五時間から三 十時間までの範囲で大学が定める時間の授業 をもつて一単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、三十時間 から四十五時間までの範囲で大学が定める時 間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸 術等の分野における個人指導による実技の授【出典】 業については、大学が定める時間の授業をも つて一単位とすることができる。

(参考:単位互換表(The UMAP単位互換方式(UCTS: UMAP Credit Transfer Scheme)) >

国/地域	UCTS	アジア	米国	欧州(ECTS) *	英国(CATS) **
単位換算	1UCTS	1単位	1単位	1.5ECTS	3単位
学修量	38-48時間	38-48時間	45時間	37.5-45時間	ECTSから換算
授業時間	13-16時間	13-16時間	15時間		

**ECTS-欧州単位互換制度 (European Credit Transfer System)

***英国の3単位は高等教育質保証機構(QAA: Quality Assurance Agency for Higher Education) が説明している英国とECTSとの単位換算原則(2008年)に基づく。この原則は英国で単位累積互換 制度(CATS: Credit Accumulation and Transfer Scheme)を利用するすべての高等教育機関に対 し効力を有する。

『UMAP交換留学プログラムおよびUMAP単位互換方式 (UCTS)利用者ガイド』

三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成 果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位 数を定めることができる。

大学設置基準について(教育課程)

(一年間の授業期間)

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の<u>授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行う</u>ものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、<u>大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得</u>することとする。 2~5 (略)

(参考)学校教育法

第八十七条 <u>大学の修業年限は、四年</u>とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。 2 (略)

大学設置基準について(遠隔授業)

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)

(授業の方法)

- 第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う ものとする。
- 2 <u>大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、</u>前項の<u>授業を、多様なメディアを高度に利用して、</u> 当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3・4 (略)

(卒業の要件)

第三十二条 (略)

2~4 (略)

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により<u>卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えない</u>ものとする。

平成13年文部科学省告示第51号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等)(いわゆる「メディア授業告示」) (抄)

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、<u>次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、</u>大学設置 基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 <u>同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、</u>授業を行う教室等以外の<u>教室、研究室又はこれらに準ずる場所</u>(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。)<u>において履修させるもの</u>
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、 又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切 な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであっ て、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

大学設置基準について(校地、校舎等の施設及び設備等)

(校地)

- 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な 空地を有するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。
- 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。
 - 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場)

- 第三十五条 <u>運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設ける</u>ものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。
- 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。
 - 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。
 - 二 校舎から至近の位置に立地していること。
 - 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

大学設置基準について(校地、校舎等の施設及び設備等)

(校舎等施設)

- 第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものと する。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。
 - 学長室、会議室、事務室
 - 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。
- 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。
- 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並 びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。
- 6 夜間において授業を行う学部(以下「夜間学部」という。)を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつ ては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地の面積)

- 第三十七条 大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上 の<u>学生一人当たり十平方メートル</u>として算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部(昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。)及び夜間 学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部にお ける教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教 育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

大学設置基準について(校地、校舎等の施設及び設備等)

(校舎の面積)

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又は口の表に定める面積(略)以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積(略)が最大である学部についての同表に定める面積(略)に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三口又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積(略)を合計した面積を加えた面積(略)以上とする。

別表第三 イ(1)抜粋

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部	収容定員の種類	二〇〇人までの場合の面積(平方 メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	八〇一人以上の場合の面積(平方メートル)			
文学		2, 644	(収容定員-200)×661÷200+2, 644	(収容定員-400)×1,653÷400+ 3,305	(収容定員-800) ×1,322÷400+ 4,958			
教育	学・保育学関係	2,644	(収容定員-200)×661÷200+2, 644	(収容定員-400)×1,653÷400+ 3,305	(収容定員-800) ×1,322÷400+ 4,958			
法学	関係	2, 644	(収容定員-200)×661÷200+2, 644	(収容定員-400)×1,653÷400+ 3,305	(収容定員-800) ×1,322÷400+ 4,958			
経済	学関係	2, 644	(収容定員-200)×661÷200+2, 644	(収容定員-400)×1,653÷400+ 3,305	(収容定員-800) ×1,322÷400+ 4,958			
社会	学・社会福祉学関係	2,644	(収容定員-200)×661÷200+2, 644	(収容定員-400)×1,653÷400+ 3,305	(収容定員-800) ×1,322÷400+ 4,958			
理学	對係	4,628	(収容定員-200)×1,157÷200+ 4,628	(収容定員-400)×3,140÷400+ 5,785	(収容定員-800) ×3, 140÷400+ 8, 925			

別表第三 八(1)抜粋

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学館に係る加算校舎面積

· PE-k->clastification in a shift	Brooks Line A district to militarial St.	~ E3 GBJ 1 M								
収容定員 学部の種類	二〇〇人までの面積 (平方メートル)	四〇〇人までの面積 (平方メートル)	六〇〇人までの面積 (平方メートル)	八〇〇人までの面積 (平方メートル)	→○○○人までの面積 (平方メートル)	一二〇〇人までの面積 (平方メートル)	一四〇〇人までの面積 (平方メートル)	一六〇〇人までの面積 (平方メートル)	一八〇〇人までの面積 (平方メートル)	二〇〇〇人までの面積 (平方メートル)
文学関係	ー、セーカ		ニ、カセ五	≡, ∧○	四、四六二	五, 一二三	五、七八五	六、四四六	t0t	せ、セカハ
教育学・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	Ξ, ΛΟ→	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	t0t	と、とかい
法学関係	一、七一九	二, 一四八	二、九七五	≡, 八○─	四、四六二	<u>x</u> , -==	五、七八五	六、四四六	t0t	七、七六八
经濟学關係	一、七一九	二. 一四八	二、九七五	Ξ. ΛΟ	四、四六二	<u>F==</u>	五、七八五	六、四四六	セ、一0セ	と、セナハ
社会学・社会福祉学関係	一、七一九	二, 一四八	二、九七五	≡, 八○一	四、四六二	<u>≅</u> . −=≡	五、七八五	六、四四六	t0t	七、七六八
理学情保	Ξ. →ŁΞ	三、九大六	五、六一九	t0t	ハ、七六〇	-0. IBŁ	ŁEB	-E. EE-	-B. ŁOJ	一六、一九五

大学設置基準について(事務組織等)

(事務組織)

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第四十二条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

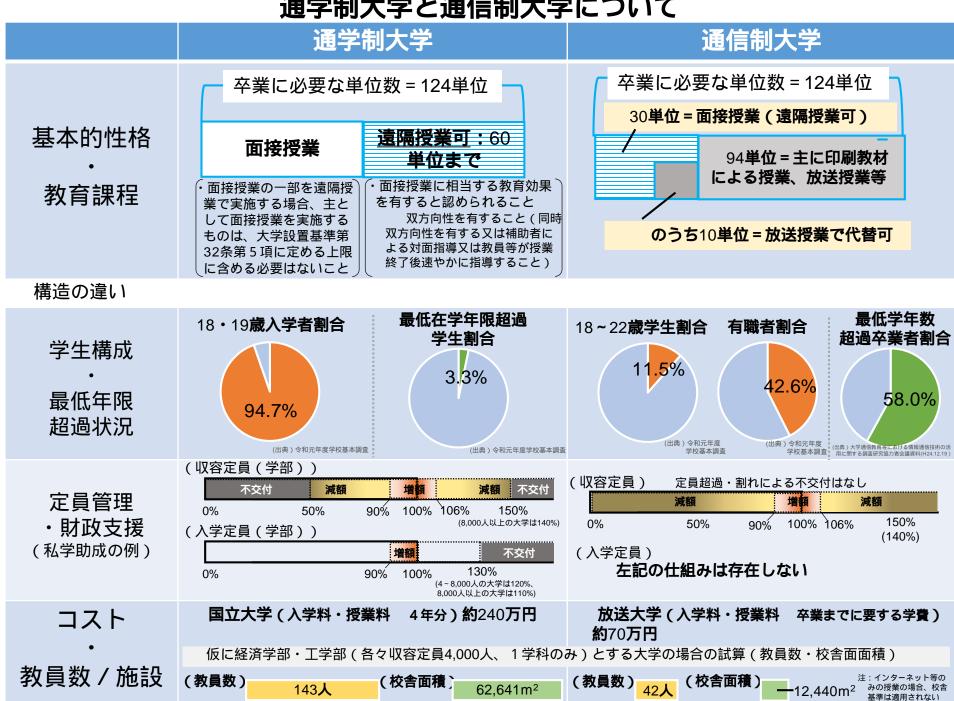
(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第四十二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

通学制大学と通信制大学について



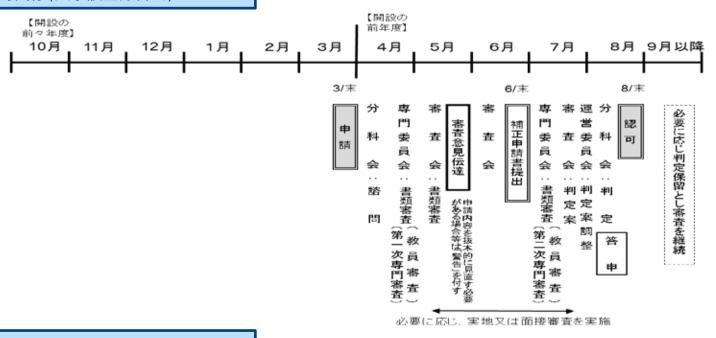
通学制と通信制における授業の方法の比較

通学制の大学	授業の方法	通信制の大学
講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う(大学設置基準第25条第1項)		講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う(大学設置基準第25条第1項を適用)
文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(大学設置基準第25条第2項)	(メディアを	文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる(大学設置基準第25条第2項を適用)
	放送授業	主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業(大学通信教育設置基準第3条第1項)。 添削等による指導を併せて行うものとする(同条第2項)
	印刷教材等 による授業	印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、 主としてこれにより学修させる授業(大学通信教育設置基 準第3条第1項) 添削等による指導を併せて行うものとする(同条第2項)
124単位のうち、60単位まで 遠隔授業による修得可(大学設置基準第32条第5項)		124単位のうち、少なくとも30単位の修得は 面接授業 又は 遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30 単位のうち10単位までは の方法による修得可(大学通信 教育設置基準第6条第2項)

- 【 】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報 を一体的に扱うもので、<u>次に掲げるいずれかの要件を満たし</u>、大学において<u>面接授業に相当する教育効果を有すると認められる</u> もの。
 - 1.<u>同時かつ双方向に行われるもの</u>であって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履 修させるもの
 - 2.毎回の授業の実施に当たって、<u>指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面</u>することにより、<u>又は当該授業を行う</u> <u>教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかに</u>インターネットその他の適切な方法を利用することにより、<u>設問解答、</u> <u>添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うもの</u>であって、かつ、<u>当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保</u> されているもの

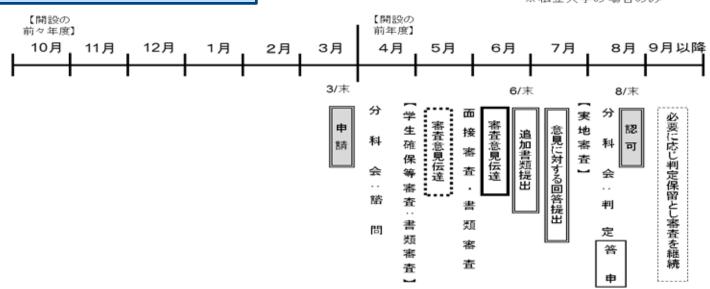
審査スケジュール (学部等新設の場合)

設置認可関係(大学設置分科会)



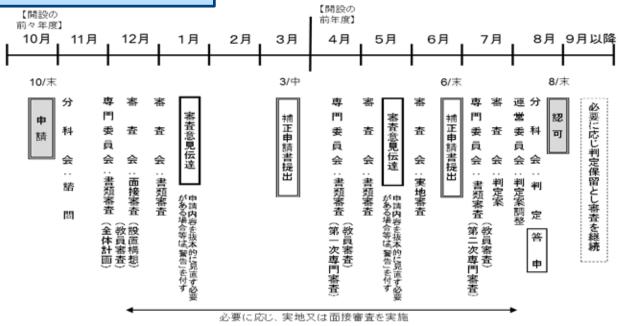
設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)

※私立大学の場合のみ

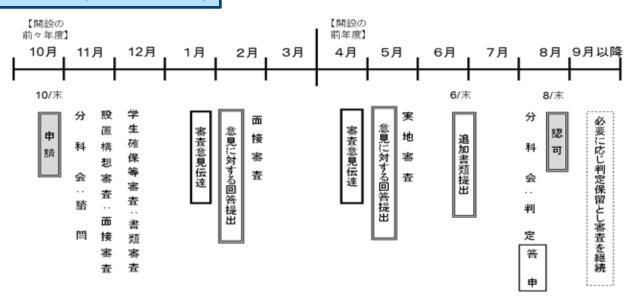


審査スケジュール (大学新設の場合)

設置認可関係(大学設置分科会)



設置に係る寄附行為変更認可関係(学校法人分科会)



大学等の設置認可・届出件数の推移について

平成16、18年度に申請件数が増加し、その後は減少傾向にあったが、<u>専門職大学の開設初年度である</u> 平成31年度から増加に転じている。

設置届出制の導入後,設置総件数は増加したが,平成19年度以降は減少傾向にある。

法科大学院の認可が集中

公立: 2 私立: 46

・設置届出制を導入

・準則主義の開始

(平成16年度開設分)

薬学関係学科の届出が集中 公立:6 私立:62

専門職大学制度の導入

開設	年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
	申請	22	30	20	20	15	25	18	24	17	14	17	8	10	9	5	6	5	1	9	8	20	24
大学等	認可	22	29	20	20	15	25	18	20	15	13	15	5	8	9	3	5	3	0	8	7	7	11
学部	申請	204	323	320	277	266	197	110	110	96	85	66	65	54	59	59	63	62	55	59	61	49	48
学部・大学院等	認可	201	321	318	271	262	171	109	106	85	74	63	61	44	44	43	58	60	50	53	60	42	38
	届出						277	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	117	128	150	78	112
È	设置総件数	223	351	338	291	277	473	392	486	345	346	315	292	209	236	187	186	171	168	190	218	140	174

認証評価制度の概要

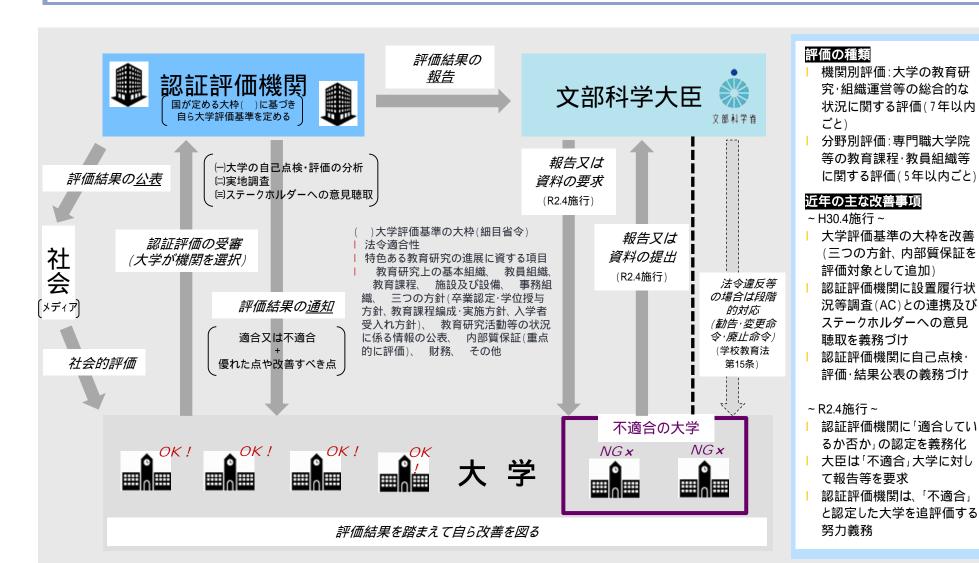
【学校教育法第109条】

大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務

大学は、大臣認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受ける義務

大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計(評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本)

平成16年度からスタート 現在、機関別認証評価は、 第3サイクル目



大学の情報公表制度等

大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定(平成11年)

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を 提供するものとする。 (平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(平成19年)

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定 (平成23年)

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 教育研究上の基本組織に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学 及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九、大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて 行うものとする。

情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

- 第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学((略))に係るものにあっては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。 二~四(略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細 目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

イ~へ (略)

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

チ~ヌ(略)

「令和元年度 全国学生調査(試行実施)」の結果について

概要

- 平成30年の中教審答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を受け、各大学の教育改善や国における政策立案に活用するため全 国的な学生の学びの実態を把握する調査を実施。
- 今回の調査については、国による初めての全国的な学生調査であり、試行調査という位置付けで適切な調査方法や質問項目などを整理・検 証する目的で実施。
- 試行調査に協力した515大学の学部3年生等約41万人を対象にWEB調査。(調査期間:令和元年11月25日~12月20日)
 - ·全体の有効回答数:111,051人(回答率27.3%)
 - ・集計基準 を満たす回答:420大学(81.6%)、有効回答数102,104人(回答率37.2%) 学部単位で「有効回答者数が30以上かつ有効回答率が10%以上」又は「有効回答率が50%以上」
- 参加大学には、自大学の調査結果をフィードバック。





調査結果のポイント

有用な教育上の経験(「非常に有用」+「有用」の場合)

・研究室・ゼミの少人数教育

69%

73% ・図書館等の大学施設を活用した学修

平均的な1週間の生活時間

・授業への出席 17時間 ・授業の予習、復習等 6時間

・部活動、サークル活動 4時間 ・アルバイト等 11時間

大学教育は役に立っているか(「とても役に立っている」+「役に立っている」の割合)

・専門分野に関する知識、理解 87% ・将来の仕事に関連しうる知識・技能 80%

·幅広い知識、ものの見方 83% · 外国語を使う力 30%

・統計数理の知識、技能 45%

| < 「経験していない」と答えた学生が多い事項 > |

5日以上のインターンシップ (70%)

・3ヵ月以上の海外留学(89%)

今後の対応等

各大学において教育改善の参考とするとともに、文部科学省の政策立案のための基礎資料として活用

本格調査の実施に向け、調査内容や方法、結果の公表の在り方について、今後有識者会議において検討

第2回試行実施は、令和3年度秋頃を予定

調査結果の詳細は、文部科学省のホームページに掲載されています。

全国学生調查



トップ > 教育 > 大学·大学院、専門教育 > 全国学生調査 https://www.mext.go.jp/a menu/koutou/chousa/1421136.htm

大学分科会質保証システム部会におけるこれまでの審議経過

第1回(令和2年7月3日)

部会長の選任等、部会運営について決定、我が国の高等教育の質保証システムの在り方について意見交換

第2回(令和2年7月31日)

我が国の高等教育の質保証システムの在り方について意見交換

第3回(令和2年8月31日)

(一社)国立大学協会・(一社)公立大学協会・(一社)日本私立大学連盟・日本私立大学協会・ (独)大学改革支援・学位授与機構よりヒアリング

第4回(令和2年9月28日)

全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会ヒアリング、今後の議論の進め方について議論

第5回(令和2年11月25日)

(テーマ)質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について 質保証の国際通用性について有識者ヒアリング

第6回(令和2年12月23日)

(テーマ)質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について 学修成果の保証や質保証を担う人材について有識者ヒアリング 通信制大学の質保証について有識者ヒアリング

第7回(令和3年1月25日)

(テーマ)質保証システム全体を通じた考え方、「質が保証されている大学」について 学生調査を活用した質保証、情報公表について有識者ヒアリング 大学における質保証の取組について有識者ヒアリング

教育再生実行会議

教育再生実行会議第47回(令和2年8月25日) 萩生田教育再生担当大臣発言【抜粋】

高等教育段階においては、<u>ニューノーマルにおける大学の</u> <u>姿とはどのようなものであるべきか</u>。グローバルな目線での 新たな高等教育の戦略はどうあるべきか。それらを実現する ために必要な方策とは何かを、主な柱として、検討いただき たいと考えております。

(中略)

その上で、<u>来年の5月頃には、提言を取りまとめていただきたい</u>と考えていますが、議論の進捗や、その時々の状況を踏まえながら、提言に先んじて一定の方向性をお示しいただくなど、柔軟に対応していただきたいと考えています。